

2024 蹴球部観戦用アクセスツアー (町田 GION スタジアム)

※観戦チケット代は含まれません。JFA公式HPから事前購入もしくは当日会場にて各自ご購入ください。



《学生の力 プロに見せてやれ！みんなで筑波大学蹴球部を応援しに行こう！》

★筑波大生限定★ 天皇杯2回戦をとともに応援する応援団員を募集いたします！

移動のバスでは蹴球部員と楽しい時間を過ごせることも間違いなしです(蹴球部の運営・応援担当の部員が2～3名同乗します)。

ご出発日	令和6年6月12日(水) 日帰り
目的地(行先)	町田GIONスタジアム(東京都町田市)
ご旅行代金	お1人様: 3,000円
最少催行人員	40名
申込期間	令和6年5月31日(金) 15:00まで ※定員になり次第募集終了(先着順)
試合詳細	天皇杯 JFA 第104回全日本サッカー選手権大会 (VS J1 町田ゼルビア)
添乗員	添乗員は同行しません。会場では係員の指示に従ってご移動をお願いいたします。

※利用バス会社: 中山観光自動車

当日のご旅行行程 6月12日(水) 食事の提供はありません

13:20 筑波大学野球場駐車場にて受付開始
13:50 受付終了
14:00 出発
17:00 試合会場到着(町田GIONスタジアム)
18:00 試合開始
20:00 試合終了予定
試合会場出発
22:30 筑波大学野球場駐車場到着

※注意事項※

- ・ユニフォーム・メガホンなどの応援グッズは当日貸し出しを行います。
- ・雨の可能性があるので、雨具の用意をお願いします。
- ・延長、PK戦に進みますと、お帰りの時間が大幅に遅れる事が予想されます。そちらもご了承のうえご参加ください。

旅行代金について

旅行代金に含まれるもの	日程表に記載された交通費(貸切バス・有料道路・駐車料)、応援グッズレンタル料 ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。
旅行代金に含まれないもの	①観戦チケット代(金額は各自HPよりご確認ください) ②集合前・解散後の交通費 ③個人的性格の費用: 飲物代、電話代など ④傷害、疾病に関する医療費 ⑤任意の旅行傷害保険料

旅行条件算出基準日: 2024年5月23日

<旅行企画・実施 お申込み・お問合せ>



旅行業公正取引
協議会 会員



一般社団法人日本旅行業協会 正会員



10450202(03)

近畿日本ツーリスト株式会社 つくば支店

観光庁長官登録旅行業第2053号

〒305-0005 茨城県つくば市天久保3-1-1 筑波大学 大学会館B棟

TEL: 029-852-2255 FAX: 029-852-2266

営業時間: 平日10:00~17:00(土・日・祝日は休業)

※休業日と営業時間外の取消・変更のお申込には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者: 山岡 朋和

問い合わせ時担当者: 藤原(ふじわら)、松野(まつの)、澤浦(さわうら)

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

申込方法

裏面「参加申込書」にご記入の上、メール添付にてお送りください(写真データでも可)。メール確認後、弊社よりクレジットカード決済のURLをお送りいたしますので、そちらでお支払い手続きをお願いいたします。なお、メールでのお申込みが難しい場合は、お電話にてご連絡いただきますようお願いいたします。ツアー中止が決定した場合は、ご返金にて対応させていただきます。(クレジットカードへの返金となりますので、カード会社の規定によりお時間がかかる場合がございます。)

申し込み先

Eメール: tsukuba@or.knt.co.jp

記載方法: 件名に「蹴球部観戦用アクセスツアー申込」
記入済みのデータを添付してください。

※お申込みの際には、裏面「国内募集型企画旅行条件書(全文)」の内容を必ず事前にご確認の上お申込みください。

ご旅行条件書（国内旅行）

■お申し込み

- (1) 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の口座に振込みください。
- ※申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

■ウェディングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウエディング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエディング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエディング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

- (1) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他の特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出てください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でおそれを申し出ていただくことがあります。
- (2) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断しし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (3) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）
- (4) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・商業実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (5) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
- ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等の支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱いの会社を加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ② 通信契約の申込み以降、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③ 通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとなります。
- ④ 通信契約での「カード利用日」、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (6) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断しすることがあります。
- ① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
- ② お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
- ③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- ④ お客さまが虚説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(7) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断しすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などを行います。

■確定日程表

確定した航空便の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）から8日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から2日目までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

① 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例示）

① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。

② 旅行代金が増額された場合。

③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）

① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行は3日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

② 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき

③ 申込条件の不適合

④ 病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき

⑤ お客様が■申込条件(6)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスに提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストラン）を含みます。)	1.5	3.0
3. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストラン）を含みます。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストラン）を含みます。)	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストラン）を含みます。)	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストラン）を含みます。)	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストラン）を含みます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストラン）を含みます。)	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交際

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交際することができます。

■事故等の申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報の取扱いについて ※EU在住の方はお問い合わせください。

イ、当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。ご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からもご覧になれます。

ロ、当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお問い合わせしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡が必要であると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

ハ、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

二、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行業約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からもご覧になれます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

2022年4月1日改定

近畿日本ツーリスト株式会社 つくば支店 御中

パンフレットに記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配やお買物の便宜当のために必要な範囲内での運送機関等への個人情報の提供について同意のうえ、以下の旅行に申し込みます。（6名様以上の場合はお手数ですがコピーしてご利用ください。）

フリガナ 氏 名	年 齢	性 別	住 所	電話番号
	才	男・女	〒	
	才	男・女	〒	
	才	男・女	〒	
	才	男・女	〒	
	才	男・女	〒	

＊お客様へのご案内＊
ご記入いただきましたお客様情報は、未成年者の方の旅行手配にあたり、親権者代表者の同意を確認させていただくためのみに使用し、それ以外の目的では使用いたしません。また、本書は旅行終了後、販売店で1年間保管し、廃棄する際は必ずシュレッダー等を使用いたします。

